

大阪公立大学医学部附属病院
カフェ運営事業者
募集要項

令和8年9月
公立大学法人大阪

大阪公立大学医学部附属病院カフェ運営事業者 募集要項

表題について、別紙仕様書に合わせ下記のとおり見積書を提出してください。

記

大阪公立大学医学部附属病院カフェ運営事業者（以下、「運営事業者」）の募集に応募される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 公募物件

業務名	所在地	運営場所	備 考
大阪公立大学医学部 附属病院カフェ運営 事業	大阪市阿倍 野区旭町 1- 5-7	大阪公立大学 医学部附属病院 1 階	165.14 m ² 仕様書の別紙図面のとお り

運営事業者は、当該場所でカフェを運営するため、公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）と財産賃貸借契約を締結するものとします。

2 応募資格要件

次の要件を、応募申込書提出時から運営事業者の決定時までの間すべてを満たしていること。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年

法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (4)消費税及び地方消費税を完納していること。
- (5)大阪府内に本店又は支店・営業所(店舗)があること。
- (6)400床以上の病院において、令和3年度から見積書提出時まで、カフェ運営事業(自らが管理・運営するものに限る。)を1年以上継続して履行した契約実績を有していること。(現在履行中のものであっても、1年以上の期間履行されていれば、その契約を実績として認める)
- (7)営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること
- (8)営業形態は、運営事業者による直接運営、又はフランチャイズ加盟店による運営の別を問いません。ただし、フランチャイズ加盟店による運営の場合、フランチャイズ本部又はフランチャイズ加盟店のいずれかが応募するものとします。
 - ・フランチャイズ加盟店が応募者及び契約者となり、当該加盟店が運営する場合は、応募申込時にフランチャイズ加盟契約書の写しを提出してください。
 - ・フランチャイズ本部が応募者及び契約者となり、フランチャイズ加盟店が運営する場合は、営業開始までに、運営するフランチャイズ加盟店の名称を本法人に書面により通知し、本法人の承認を得たうえで、フランチャイズ加盟契約書の写しを提出してください。
- (9)本事業者募集要項及び「大阪公立大学医学部附属病院カフェ運営事業仕様書」の内容を遵守できること。

3 大阪公立大学医学部附属病院の概要(参考)

(1) 概要

- ・病院職員数 約2,400人(委託・臨時職員を除く)(令和8年4月1日現在)
- ・入院患者数 約690人/日(令和7年度実績)
- ・外来患者数 約2,000人/日(令和7年度実績)
- ・外来休診日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- ・許可病床数 927床(一般病床)(令和8年4月1日現在)
- ・面会時間 13時～19時(土日祝含む)の内、30分以内(令和8年9月現在)
- ・病院内店舗の状況 コンビニ(6階)、美容室(5階)、カフェ(1階)、
食品自動販売機(1階)、飲料自動販売機(各階)

その他、医学部学舎内には学生・教職員用の食堂と売店、看護学舎C棟内には学生・教職員用のコンビニがあります。

(令和8年9月現在)

- ・カフェ来店者数 約120,000人/年(令和5年度～令和7年度の平均実績)

※契約期間内を保障するものではありません。

※令和10年度から令和11年度にかけて、カフェ店舗前の吹き抜け天井の改修工事を予定しています。工事期間中は、カフェ店舗前に足場を設置する予定であるため、店舗前の景観や動線等に影響が生じる可能性があります。店舗の営業は継続可能です。

(工事時期は変更となる場合があります。)

(2) 光熱水費単価 (令和8年度実績)

・電気使用料単価

夏季 (7月～9月) 1kwh 当たり 21.14 円

その他季 1kwh 当たり 20.25 円

・水道使用料単価 1 m³当たり 393.80 円

・下水道使用料単価 1 m³当たり 257.40 円

4 運営事業者の決定

応募資格要件を満たし、1以上の整数で最高の納入比率をもって有効な見積書を提出した者を運営事業者とします。

5 現地見学について

現地見学を希望する場合は、以下のとおり個別に対応します。なお、質問についてはすべて質問書により受け付けますので、見学当日の質問は受け付けません。

(1) 受付期間

令和8年9月18日(金)～令和8年10月1日(木)

(2) 受付先

「現地見学申込書」(様式第3号)に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出してください。電子メールの送信後、主管課(11.担当課(2)に同じ)に電話にて確認を行ってください。後ほど、見学日時を主管課からご連絡します。

現地見学受付メールアドレス【gr-a-shse-kengaku[at]omu.ac.jp】

※[at]を@に置き換えてください。

(3) 見学日

令和8年9月28日(月)～令和8年10月2日(金)のいずれかの16:30～17:00

(4) 参加人数

1事業者3名以内

6 応募申込み手続き

(1) 応募申込書類の受付期間

受付期間

令和8年9月18日(金)～令和8年10月22日(木)午後5時まで

(2) 申込みに必要な書類

応募申込みには、次の書類を提出してください。

①見積書

②誓約書(様式第1号)

③会社概要(会社のパンフレット等)

④フランチャイズ加盟契約書の写し(フランチャイズ加盟店の場合)

⑤営業実績報告書(様式第2号)

うち1件について実績を証明できる契約書等の写しを添付すること

⑥登記簿謄本

ア. 法人の場合は、登記簿謄本又は登記事項証明書（登記事項証明書の場合は、「現在事項全部証明書」「履歴事項全部証明書」のいずれか）

イ. 個人の場合は、住民票（マイナンバーの記載がないもの）

⑦印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）

⑧納税証明書（直近1ヵ年分）

ア. 固定資産税証明書

イ. 市町村民税証明書

ウ. 国税は納税証明書（（その3）または（その3の3）に限る。）

※ア、イ、ウの証明書をすべて提出してください。

※⑥～⑧は、発行日から3ヶ月以内とします。

7 契約手続き等

- （1）運営事業者は、契約書に記名押印し、運営事業者決定の日の翌日から起算して、10日以内（土・日・祝日を除く。）又は契約書作成依頼時に指定する期日までに契約担当者に提出してください。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を変更することができます。
- （2）（1）の期間内に契約書の提出がない場合は、運営事業者又は契約の相手方としての権利を失います。
- （3）運営事業者決定の日から契約締結の日までの期間において、運営事業者が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当した場合は、契約を締結しないものとします。
- （4）（2）または（3）により運営事業者が契約を締結しないときは、12ヵ月分の固定使用料（税込）の100分の2に相当する金額を違約金として徴収します。この場合、本法人は一切の責めを負わないものとします。

8 誓約書の提出

運営事業者は、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第5条第1項に規定する誓約書及び患者様の個人情報の保護に関する誓約書を契約締結までに提出するものとします。なお、運営事業者が誓約書を提出しないときは、運営事業者としての権利を失います。

9 運営事業者の決定取消し

次のいずれかに該当する場合は、運営事業者としての決定を取り消します。

- ①正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合。
- ②決定から事業開始までの間に、運営事業者の諸般の事情変化等により運営事業が確実に履行出来ないとき。
- ③著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者として相応しくないと判断されたとき。
- ④運営事業者決定後、契約締結までに、運営事業者が公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したとき。
- ⑤運営事業者決定後に、①～④により運営事業者の決定が取り消された場合は、次順位者の資格審査を行い、運営事業者を決定するものとします。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限りま
す。
- (2) 応募をした者は、応募後、仕様書、図面、設計書、現場等についての不明を理由として
異議を申し立てることはできません。
- (3) 資格審査は、見積合わせ後、最高の納入比率をもって有効な見積書を提出した者につい
てのみ実施します。
- (4) この公告に定めのない事項については、本法人の定める諸規定及びその他各種法令の定
めるところによります。
- (5) 契約の手続きに関する一切の費用については、運営事業者の負担とします。
- (6) 大阪府情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条
例の規定により全部又は一部を公開する場合があります。
- (7) 本案件における契約条項について、契約書案の契約条項から変更できないものとしま
す。

11 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 財務課
〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町 1-5-7
TEL : 06-6645-2811 FAX : 06-6646-3463

(2) 主管課

公立大学法人大阪 阿倍野キャンパス事務局 施設課
〒545-8586 大阪市阿倍野区旭町 1-5-7
TEL : 06-6645-3426